

## 実質化された豊北神田荒田・神田上後地地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	豊北町大字神田、神田上地区 (荒田、後地集落)	令和5年3月31日	

## 1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	22.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	3.8ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が75歳と高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、地域外からの入り作や新規就農者を確保しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

荒田集落については農地の過半を既に認定農業者が集積しているが、後地集落においても今後集約を進めつつ、地域外から希望する新規就農者等農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## 4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

プラン内の農地利用について、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作物	経営面積	経営作物	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		7.7 ha		11.5 ha	

注1:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注2:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農用地の集積、集約化の方針※</p> <p>農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に集積し面積拡大及び団地化を図る。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針※</p> <p>中心経営体に農地を貸し付ける場合は、原則農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>基盤整備事業への取組方針※</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、農業競争力強化農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等の為の基盤整備を6年度までに実施する。</p>
<p>多様な経営体の確保・育成の取組方針※</p> <p>地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市、県及びJA等の関係機関と連携を図りながら担い手として受け入れ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※</p> <p>作業の効率化が期待できる防除作業及び土壌分析は、JA等関係機関の助言を得る。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針</p> <p>行政機関の補助金等を活用し、集落ぐるみで侵入防止柵や檻の設置を行い捕獲体制の構築に取り組む。</p>